

# 長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則

〔平成25年3月25日  
長野県規則第10号〕

改正 平成25年7月11日長野県規則第44号

改正 平成29年3月31日長野県規則第25号

改正 令和3年3月25日長野県規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(水資源保全地域の指定の申出)

第2条 条例第9条第1項の規定による申出は、水資源保全地域指定申出書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の申出書には、次に掲げる図面等を添付しなければならない。

- (1) 指定を申し出る区域及び水源の位置を明らかにした地形図
- (2) 指定を申し出る区域の土地の利用状況を明らかにした概況図及び天然色写真
- (3) その他知事が必要と認める図面等

(水資源保全地域の指定の要請)

第3条 条例第9条第2項第1号の規定による要請は、水資源保全地域指定要請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の要請書について準用する。この場合において、同条第2項第1号及び第2号中「申し出る」とあるのは、「要請する」と読み替えるものとする。

(水資源保全地域の指定等の案の公告)

第4条 条例第9条第4項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 水資源保全地域の名称
- (2) 水資源保全地域の区域
- (3) 水資源保全地域の指定、指定の解除又はその区域の変更の案の縦覧場所  
(使用及び収益を目的とする権利)

第5条 条例第10条第1項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、土地に関する地上権及び賃借権とする。

(水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出)

第6条 条例第10条第1項第6号の規則で定める事項は、当該契約に係る土地

の地目及び利用の現況とする。

2 条例第10条第1項の規定による届出は、水資源保全地域土地売買等届出書（様式第2号）により行うものとする。

3 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

(1) 土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図

(2) 土地及びその付近の状況を明らかにした図面

(水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の変更等の届出)

第7条 条例第10条第3項の規定による変更の届出は、水資源保全地域土地売買等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 条例第10条第3項の規定による中止の届出は、水資源保全地域土地売買等中止届出書（様式第4号）により行うものとする。

(水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出を要しない場合)

第8条 条例第10条第6項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 土地に関する権利の移転又は設定をする契約の相手方が別表に掲げる公共的団体である場合

(2) 契約の相手方が土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業を実施するために当該契約に係る土地を使用する場合であって、当該土地の賃借期間が1年以内のとき又は当該土地の賃借面積が10平方メートル以内であるとき。

(3) 土地収用法第26条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示（都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法律の規定により事業の認定の告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供される土地に関する権利について移転又は設定が行われる場合

(4) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可を受けることを要する場合（同項第13号に掲げる場合を含む。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林の土地以外の土地を対象とする契約であって、当該土地の面積が500平方メートル未満であるものを締結しようとする場合

(届出情報の公開事項等)

第9条 条例第11条の規定による届出の概要の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 水資源保全地域の名称

(2) 当該届出に係る契約を締結しようとする年月日

(3) 当該届出に係る土地の面積

(4) 当該届出に係る土地の利用目的

2 条例第11条の規定による条例第10条第1項又は第3項の届出に係る縦覧は、当該届出に係る届出書及び第6条第3項第1号の地形図について、当該届出に係る水資源保全地域を管轄する地域振興局において行うものとする。  
(身分証明書)

第10条 条例第13条第4項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第5号によるものとする。

(契約の締結の予定がない場合の届出)

第11条 条例第16条第1項第4号の規則で定める事項は、当該届出に係る土地の地目及び利用の現況とする。

2 条例第16条第1項の規定による届出は、水資源保全地域土地売買等希望届出書(様式第6号)により行うものとする。

3 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

(1) 土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図

(2) 土地及びその付近の状況を明らかにした図面

(書類の経由)

第12条 条例又はこの規則に基づき知事に提出する書類は、届出等に係る区域を管轄する地域振興局長を経由しなければならない。ただし、関係地域振興局長が2以上であるときは、知事が指定する関係地域振興局長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年7月11日長野県規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日長野県規則第25号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月25日長野県規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

(別表)(第8条関係)

独立行政法人都市再生機構 独立行政法人水資源機構 独立行政法人中小企業基盤整備機構 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 長野県住宅供給公社 長野県道路公社 土地開発公社
--

(様式第1号) (第2条、第3条関係)

水資源保全地域指定申出書 (要請書)

年 月 日

長野県知事 殿

市町村長

長野県豊かな水資源の保全に関する条例第9条第1項(第9条第2項第1号)の規定により、下記のとおり水資源保全地域の指定を申し出ます(要請します)。

記

1 地域の概要

- (1) 地域名及び位置
- (2) 面積
- (3) 自然環境の状況
  - ア 地形
  - イ 地質
  - ウ 植生
  - エ 水系
  - オ 年間降水量

(4) 土地利用の状況

2 水源の概要

- (1) 水源の名称
- (2) 水源の種別
- (3) 水源の用途
- (4) 取水施設の設置者
- (5) 取水量
- (6) 取水施設の位置
- (7) 給水区域、給水人口及び給水量
- (8) 取水開始年月日
- (9) その他

3 指定を申し出る(要請する)理由

(様式第2号) (第6条関係)

水資源保全地域土地売買等届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

長野県豊かな水資源の保全に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 契約の締結に関する事項

契約の相手方 (譲受人)	住所			
	氏名			
	電話			
	業種 (職種)	<input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
契約締結予定年月日	年 月 日			
契約に係る土地に関する権利の種別	〔 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他( )〕 の〔 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 設定〕			
契約に係る土地に関する権利の内容	移転又は設定の態様			
	地上権又は賃借権 の場合	存続期間		
		残存期間		

2 土地に関する事項

番号	登記簿上の土地の所在	地目		面積 (㎡)	
		登記簿	現況	登記簿	実測
1					
2					
3					
合計	筆	—	—	計	計
土地利用の現況					
権利の移転又は設定後における土地の利用目的	<input type="checkbox"/> 現在の土地利用と同じ <input type="checkbox"/> 現在の土地利用と異なる ( ) <input type="checkbox"/> 未定				
	取水の有無	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無			

- (備考) 1 「契約の相手方(譲受人)」欄及び「契約に係る土地に関する権利の種別」欄は、該当する□内にレ印を記入し、「その他」に該当する場合は、( )内に具体的に記入すること。
- 2 「移転又は設定の態様」欄は、売買、交換等の登記原因の区分により記載すること。
- 3 「登記簿上の土地の所在」欄は、番号に対応して1筆の土地ごとに記載すること。届出に係る土地が3筆を超えるときは、同欄に別紙のとおりと記載の上、別紙を添付すること。
- 4 「地目」欄は、田、畑、宅地、山林等の区分により記載すること。
- 5 「土地利用の現況」欄は、主たる現況を具体的に記載すること。
- 6 「権利の移転又は設定後における土地の利用目的」欄は、該当する□内にレ印を記入し、現在の土地利用と異なる場合にあっては、( )内に用途、規模等当該土地の利用目的を、取水の有の場合にあっては、( )内に用途、規模等当該土地に係る取水の状況を可能な限り詳細に記載すること。

(様式第3号) (第7条関係)

水資源保全地域土地売買等変更届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

長野県豊かな水資源の保全に関する条例第10条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

土地売買等の届出年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更事項		
変更内容	変更前	変更後

(備考) 必要に応じ、水資源保全地域土地売買等届出書に添付した図面を修正したものを再度添付すること。

(様式第4号) (第7条関係)

水資源保全地域土地売買等中止届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

長野県豊かな水資源の保全に関する条例第10条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

土地売買等の届出年月日	年 月 日
中止の理由	



(様式第 5 号) (第 10 条関係)

	第	号
長野県豊かな水資源の保全に関する条例第 13 条第 4 項 の規定による立入検査をする職員の身分証明書		
所	属	
職名及び氏名		
	年	月 日 交付
長野県知事		印

(様式第6号) (第11条関係)

水資源保全地域土地売買等希望届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

長野県豊かな水資源の保全に関する条例第16条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 契約の締結に関する事項

契約に係る土地に関する権利の種別	〔 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他( )〕 の〔 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 設定〕		
契約に係る土地に関する権利の内容	移転又は設定の態様		
	地上権又は賃借権の場合	存続期間	
		残存期間	

2 土地に関する事項

番号	登記簿上の土地の所在	地目		面積 (㎡)	
		登記簿	現況	登記簿	実測
1					
2					
3					
合計	筆	—	—	計	計
土地利用の現況					

- (備考) 1 「契約に係る土地に関する権利の種別」欄は、該当する□内にレ印を記入し、「その他」に該当する場合は、( )内に具体的に記入すること。
- 2 「移転又は設定の態様」欄は、売買、交換等の登記原因の区分により記載すること。
- 3 「登記簿上の土地の所在」欄は、番号に対応して1筆の土地ごとに記載すること。届出に係る土地が3筆を超えるときは、同欄に別紙のとおりと記載の上、別紙を添付すること。
- 4 「地目」欄は、田、畑、宅地、山林等の区分により記載すること。
- 5 「土地利用の現況」欄は、主たる現況を具体的に記載すること。